

香川県在宅医療推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における在宅医療の推進に係る事項を協議するため、香川県地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する事項
- (2) その他在宅医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、香川県地域医療構想に定める構想区域ごとに設置し、それぞれ委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから香川県健康福祉部長が委嘱する。

- (1) 在宅医療・介護に関する学識経験者の団体の代表者
- (2) 在宅医療関係者
- (3) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会にそれぞれ議長及び議長代理を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医務国保課、香川県小豆総合事務所、香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所及び香川県西讃保健福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

2 この改正後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。